

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

県内類似団体及び近隣市との報酬額の均衡を図り、もって監査委員監査の充実強化に資するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

監査委員の報酬について、県内類似団体（総務省が公表する資料において用いられる人口と産業構造により分類された類似団体のうち、当市と同類型にある県内8団体）及び近隣市（埼玉県東部都市監査委員会会員都市11団体）との均衡を図り、知識経験監査委員の報酬を年額190,800円から月額46,000円に、議会選出監査委員の報酬を年額133,400円から月額31,600円とするものである。

3 施行期日

令和4年4月1日

（参考）県内類似団体等との比較

1 県内類似団体

飯能市、志木市、桶川市、北本市、蓮田市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市

2 埼玉県東部都市監査委員会会員都市（白岡市を除く。）

加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市

	団体名	報酬（円）			
		知識経験監査委員		議会選出監査委員	
		月額	年額	月額	年額
	白岡市	(15,900)	190,800	(11,116)	133,400
県内類似団体	飯能市	75,000		37,000	
	志木市	70,000		46,000	
	桶川市	54,400		36,100	
	北本市	52,500		31,600	
	蓮田市	54,400		32,300	
	鶴ヶ島市	56,000		36,000	
	日高市	46,000		37,000	
	吉川市	49,000		32,000	
埼玉県東部都市監査委員会 会員都市	加須市	65,500		40,200	
	春日部市	85,000		41,000	
	羽生市	65,100		33,800	
	草加市	87,000		56,500	
	越谷市	114,300		60,000	
	久喜市	70,000		45,000	
	八潮市	60,000		40,000	
	三郷市	70,500		49,200	
	幸手市	49,500		40,500	

- ※ 年額欄の空欄は、報酬を月額で規定している団体
- ※ 蓮田市及び吉川市は、県内類似団体と埼玉県東部都市監査委員会
会員都市で重複しているため、表中については県内類似団体に記載
- ※ 越谷市の報酬は、非常勤かつ代表監査委員の報酬を記載
- ※ **当市の改正後の報酬額は、県内類似団体及び近隣市の報酬額のうち、最も低い報酬額と同額**